

法人成りと国民経済計算

— 国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について —

荒 井 晴 仁

- ① 税務統計による給与所得総額と比較して、内閣府の「国民経済計算」による賃金・俸給は少ない。
- ② その原因として、税務統計による給与には、国民経済計算では賃金・俸給に含まれない、企業交際費（国民経済計算では中間消費）や、利益処分による役員給与（国民経済計算では配当と同じ財産所得）が含まれていることが挙げられる。それとともに、国民経済計算の推計の基礎資料とされている「国勢調査」や「労働力調査」では、調査期間の1週間に、仕事をしていなければ就業者とはならず、また、「就業構造基本調査」でも、ふだんの仕事がなければ有業者とはならない。このため、勤務頻度が低い、あるいは、回答者が自らの就業上の地位を明確に意識していない給与所得者が、「就業者」、「雇用者」として把握されず、その給与所得が、国民経済計算の賃金・俸給に適切に反映されていない可能性がある。
- ③ そうした給与所得のうち、所得推計にとって特に重要と考えられるのは、小規模な同族会社の親族使用人（役員・従業員）に対して支

払われている給与（報酬）である。

80年代後半以降、個人事業の「法人成り」が活発化したが、新規に設立された小規模な法人は、外観からは事業所の存在を確認することが困難な場合も多い。事業所・企業についての国の最も基本的な統計調査とされる「事業所・企業統計調査」のカバレッジは、近年、目立って低下している。

こうした事情を反映して、国民経済計算の賃金・俸給の推計は、役員給与（役員報酬）を中心に、大幅に過小である可能性があり、国民経済計算が示す、近年における家計貯蓄率の低下も、こうした統計上の理由によって、誇張されている可能性がある。

- ④ 政府は、現在、その創設に向けて準備を進めている「経済センサス」において、行政記録の活用を図るなど、小規模法人を含む経済社会の実態を正確に把握するよう努めるとともに、国民経済計算においても、より積極的に税務統計を利用するなど、推計方法の改善を図る必要があると考えられる。

法人成りと国民経済計算

— 国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について —

荒井晴仁

目次

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| はじめに | II 法人成り（個人事業の法人化） |
| I 国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離 | 1 80年代後半の法人成りの背景 |
| 1 国民経済計算と税務統計における給与所得の比較 | 2 法人成りと国民経済計算 |
| 2 乖離の原因 | 3 税制が事業形態の選択に及ぼす影響 |
| | 4 経済分析への含意 |
| | おわりに |

はじめに

給与所得者・自営業者・農業所得者間の所得捕捉率の格差は、かつては、9・6・4（クロヨン）とか10・5・3（トーゴサン）とか言われていたが、これを立証するには、税務当局が把握している所得とは別に、「真の所得」を知る必要がある。多くの研究者にとって、内閣府「国民経済計算」は、手近に利用できる「真の所得」を提供している⁽¹⁾。

ところが、日本総合研究所主任研究員の西沢和彦氏によれば、国民経済計算の所得推計が「真の所得」であるという前提は、「近年揺らいでいる」という。同氏によれば、「80年代後半

以降の国民所得統計における給与所得は、無視し得ぬ規模で過少推計されていると推測される⁽²⁾」からである。

本稿では、西沢氏が指摘する、80年代後半以降の国民経済計算による給与所得の過小推計の可能性を検証し、国民経済計算の推計上の問題点について検討する。

I 国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離

本章では、西沢氏に倣って、国民経済計算の賃金・俸給と源泉所得税の課税状況で見た給与

(1) 例えば、大田弘子ほか『所得税における水平的公平性について』（景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー DP/03-1）内閣府政策統括官（経済財政—景気判断・政策分析担当），2003.3，pp.1-55.

本文：<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031.pdf>>

図表及び付注：<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031-z1.pdf>>

<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031-z2.pdf>>

(2) 西沢和彦「所得捕捉率推計の問題と今後の課題—1990年代以降格差大幅縮小との判断は早計—」『Business & Economic Review』Vol.15, No.12, 2005.12, p.9.

支払額を、最新年及び時系列で比較し、考え得る乖離の原因を指摘する。

1 国民経済計算と税務統計における給与所得の比較

国民経済計算による平成16年の雇用者報酬は256兆円で、このうち賃金・俸給は219兆円である(表1)。一方、源泉所得税の課税状況で見た平成16年の給与支払額(日雇労働者の賃金を含まない)は226兆円である(表2)。すなわち、源泉所得税の課税状況で見た給与支払額は、国民経済計算による賃金・俸給を7兆円(3.3%)上回っている。

両者を時系列で比較すると、平成元年以降、源泉所得税の課税状況で見た給与支払額が、国民経済計算による賃金・俸給を上回っている(図1)。

2 乖離の原因

平成元年以降に両者の乖離が拡大している原因としては、国民経済計算の賃金・俸給が過小である可能性を含め、いくつかの可能性が考えられる。

表1 国民経済計算による雇用者報酬(平成16年)
(単位:兆円)

1. 雇用者報酬	256
(1) 賃金・俸給	219
(2) 雇主の社会負担	37
a. 雇主の現実社会負担	27
b. 雇主の帰属社会負担	10

(出典) 内閣府経済社会総合研究所 HP <<http://www.esri.co.jp/>> 「平成16年度国民経済計算」(4.主要系列表(2)国民所得・国民可処分所得の分配)

表2 給与所得の課税状況(平成16年分)

	官 公 庁		そ の 他		合 計	
	支 払 額	源泉徴収税額	支 払 額	源泉徴収税額	支 払 額	源泉徴収税額
給与所得						
俸給、給料、賞与	31	1	195	8	226	10
日雇労働者の賃金	0	0	3	0	3	0
計	31	1	198	8	229	10

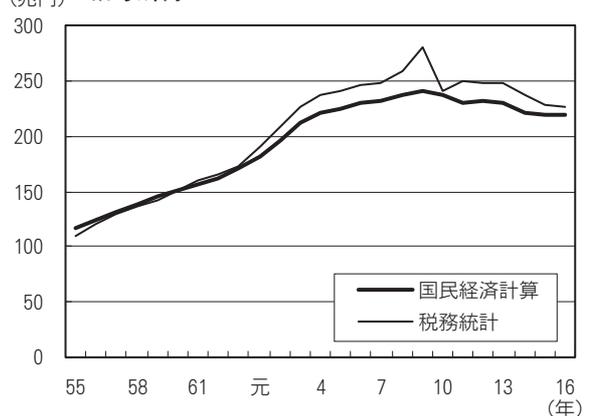
(出典) 国税庁 HP <<http://www.nta.go.jp/>> 「統計年報」(平成16年 源泉所得税 (7) 給与所得、退職所得の課税状況)

(1) 給与の定義の相違

まず、税務統計における「給与」は、会社が給与等の名目で支給した金品または経済的利益(現物給与)⁽³⁾ であって、国民経済計算では賃金・俸給に含まれない企業交際費⁽⁴⁾ (国民経済計算では中間消費)、利益処分による役員賞与(国民経済計算では配当と同じ財産所得)等が含まれていることが指摘できる。

企業交際費、役員賞与は、80年代後半のバブル期に大幅に増加しており(図2、3)、図1に見られる国民経済計算による賃金・俸給と、源泉所得税の課税状況で見た給与支払額の乖離の少なくとも一部は、企業交際費、役員賞与の増加によるものと考えられる。

図1 国民経済計算の賃金・俸給と税務統計による給与所得

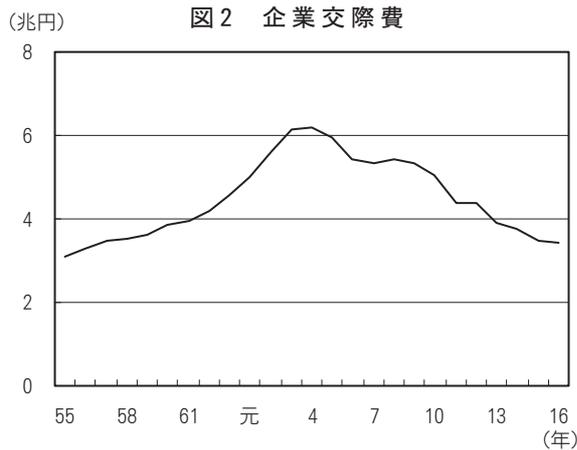


(注) 国民経済計算は昭和55～平成7年が平成7年基準、平成8年以降が平成12年基準の「賃金・俸給」、税務統計は源泉所得税の課税状況で見た「俸給、給料、賞与」の支払額(日雇労働者の賃金を含まない)。

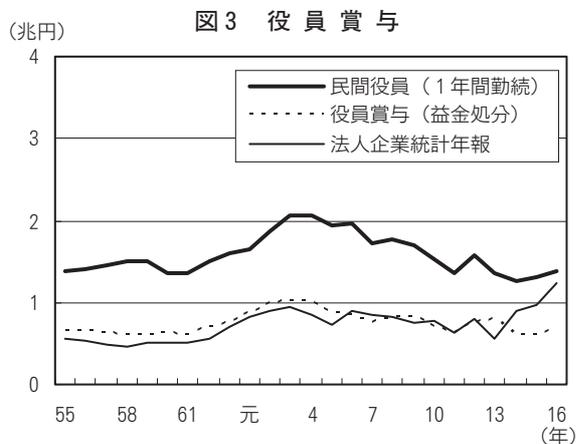
(出典) 内閣府経済社会総合研究所 HP 「平成15年度国民経済計算」、「平成16年度国民経済計算」各(4.主要系列表(2)国民所得・国民可処分所得の分配); 国税庁 HP 「長期時系列」(源泉所得税5 給与所得); 同「統計年報」(平成16年 源泉所得税(7) 給与所得、退職所得の課税状況)による。

(3) 国税庁「タックスアンサー No.2508: 給与所得となるもの」<<http://www.taxanser.nta.go.jp/2508.htm>>

(4) 国税庁「所得税基本通達」(28-4)。<<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/kihon/syotok/04/03.htm>>



(出典) 国税庁 HP「長期時系列」(会社標本調査結果 合計)；同「標本調査結果」(平成16年 会社標本調査結果 第6表 寄附金、交際費等)による。



(出典)「民間役員(1年間勤続)」は国税庁 HP「長期時系列」(民間給与実態統計調査結果 3-12)；同「標本調査結果」(平成16年 民間給与実態統計調査結果 第8表)(勤続1年未満者の役員賞与はデータがとれない。)；「役員賞与(益金処分)」は同「長期時系列」(会社標本調査結果 合計)；「法人企業統計年報」による役員賞与(年度)は財務省 HP <<http://www.mof.go.jp/>>「法人企業統計年次別調査 時系列データ検索」による。

企業交際費、役員賞与は、その後、景気の悪化とともに、減少しているが、図1に見られる国民経済計算の賃金・俸給と源泉所得税の課税状況で見た給与支払額の乖離も、これに呼応するかのよう、縮小している。

なお、図3において、「民間役員(1年間勤続)」の賞与が「役員賞与(益金処分)」及び『法人企業統計年報』の役員賞与を大幅に上回っているが、これは、「民間役員(1年間勤続)」の賞与

には、利益処分によらない、経費処理の賞与が含まれているためと考えられる(次章2節「法人成りと国民経済計算」参照)。

(2) 副業による給与所得の存在

国民経済計算と税務統計の乖離の原因として、西沢氏は、国民経済計算の賃金・俸給が、雇用者数に1人当たり給与収入を掛け合わせることによって推計されているために、同時に2か所以上から給与を受けている人等の給与が、過小推計されている可能性を指摘している⁽⁵⁾。

「国勢調査」による雇用者数は、平成12年に、4,876万人で、役員数を加えれば5,228万人である(表3)。また、「労働力調査」による雇用者数は、平成12年平均で、5,356万人である(表4)。

これに対して、源泉所得税の課税状況で見た「俸給、給料、賞与」の支払人員(日雇労働者を含まない)は、昭和63年以降、大幅に増加しており、平成5年以降は、7千万人を超えている(図4)。

この理由としては、西沢氏が指摘するように、税務統計では勤め先ごとに給与所得者が数えられている一方、国勢調査・労働力調査では、勤め先が2か所以上あるものが1人の雇用者としてしか数えられていないこと、また、自営業主や家族従業者のうち、副業として勤めにでているものが雇用者として数えられていないことが考えられる。

ただし、国民経済計算では、2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ1人と数える副業者分の概念が採用されており、就業者数の推計においても、『就業構造基本調査』(総務庁)から就業者に占める副業者の割合で求めた副業者比率によって副業者数を推計し、就業者数に加算する⁽⁶⁾こととされている。

(5) 西沢 前掲注(2), pp.14-15.

(6) 内閣府経済社会総合研究所「93SNA推計手法解説書(暫定版)」(平成12年11月), p.150.

<<http://www5.cao.go.jp/2000/g/1115g-93sna/93snasuikei.html>>

表3 国勢調査による就業者数（平成12年）

（単位：万人）

総数	6,298
雇用者	4,876
役員	352
自営業主	719
家族従業者	351

（出典）総務省統計局 HP <<http://www.stat.go.jp/>>
「平成12年国勢調査最終報告書」（第28表）による。

表4 労働力調査による就業者数（平成12年平均）

（単位：万人）

就業者	6,446
自営業主	731
家族従業者	340
雇用者	5,356
常雇	4,684
一般常雇	4,266
役員	418
臨時雇	552
日雇	119
就業上の地位不詳	19

（出典）総務省統計局 HP 「労働力調査（平成12年平均）」（第1表）による。

表5 就業構造基本調査による有業者数（平成14年）

（単位：万人）

	本業	副業	うち本業が雇用者
有業者	6,501	255	198
自営業主	704	101	76
家族従業者	311	49	40
雇用者	5,473	105	81
役員	390	-	-
役員を除く雇用者	5,084	-	-
一般常雇	4,298	-	-
臨時雇	629	-	-
日雇	157	-	-

（出典）総務省統計局 HP 「平成14年就業構造基本調査結果（全国編）」（第55表）による。

国民経済計算の雇用者数を見ると、平成12年に5,484万人で、国勢調査による雇用者数と役員数の合計（5,228万人）を256万人、労働力調査による雇用者数（5,356万人）を128万人、それぞれ上回っている⁽⁷⁾。

このことから、国民経済計算の雇用者数には、就業構造基本調査に基づく副業分等が、確かに加算されていると考えられる。（このほか、国民経済計算では、雇用者数に、有給家族従業者が加算されている⁽⁸⁾。）

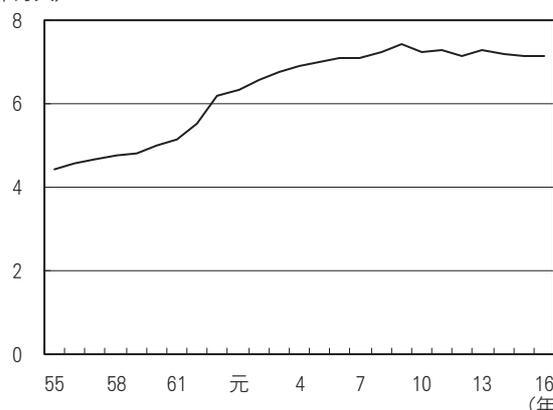
それでもなお、国民経済計算の雇用者数の推計が過小であるとすれば、就業構造基本調査では、例えば、会社役員や大学の非常勤講師のように、複数の勤め先で同じ仕事を兼務しているものが、本業を雇用者と答え、副業をなしと答えている可能性があるほか、仕事を3つ以上もっている有業者について、3番目以下の仕事が調査されていないことが指摘できる。

ここで、2か所以上から給与を受けているものは、多くの場合、確定申告が必要となることから、申告所得税の統計で何らかの情報が得られる可能性がある。

しかし、給与所得者で確定申告が必要なのは、2か所以上から給与を受けているもののほか、1か所から給与を受けているもので、年間給与

図4 給与所得者数

（千万人）



（注）源泉所得税の課税状況で見た「俸給、給料、賞与」の支払人員。

（出典）国税庁 HP 「長期時系列」（源泉所得税 5 給与所得）；同「統計年報」（平成16年 源泉所得税 (7) 給与所得、退職所得の課税状況）による。

平成14年就業構造基本調査によれば、有業者のうち副業があるものは255万人で、そのうち、副業が雇用者であるものは105万人、さらに、本業も副業も雇用者であるものは81万人である（表5）。

(7) 内閣府経済社会総合研究所「3. 経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数」

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h16-kaku/96s3_jp.xls>

(8) 前掲注(6), p.150 脚注。

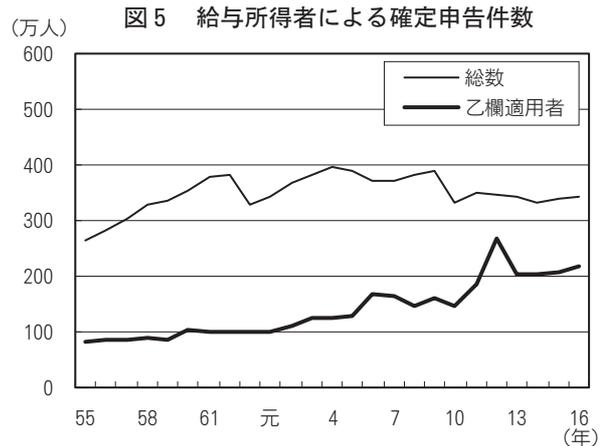
が一定額（現行2,000万円）を超えるもの、また、給与・退職所得以外の所得が一定額（同、年間20万円）を超えるもの等が含まれている⁽⁹⁾。このため、申告所得税の統計で、2か所以上から給与を受けているものを特定することはできない。

2か所以上から給与を受けるものは、実は、申告所得税ではなく、給与支払事業所に対する調査によって把握することができる。

2か所以上から給与を受けるものは、主たる給与を受ける事業所に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、そこで「給与所得者の源泉徴収税額表」の「甲欄」で算出される税額が源泉徴収され、また、年末調整が行われる。一方、従たる給与を受ける事業所には、扶養控除等申告書は提出せず、そこでは、税額表の「乙欄」で算出される税額が源泉徴収され、また、年末調整は行われない⁽¹⁰⁾。すなわち、2か所以上から給与を受けるものは、従たる給与を受ける事業所において、年末調整されない「乙欄適用者」に区分される。

国税庁の「税務統計から見た民間給与の実態（民間給与実態統計調査）」（指定統計第77号）で、給与支払事業所が年末調整を行わなかった給与所得者のうち、乙欄適用者（1年間勤続者と勤続1年未満者の合計）を見ると、長期的に増加しており、平成16年末現在、220万人である（図5）。これは、就業構造基本調査（平成14年）による、本業も副業も雇用者であるもの（81万人）の3倍に近い。

このことは、就業構造基本調査では、すべての副業が完全には把握されていない可能性を示



(注) 総数は、確定申告における事業所得者以外の「その他所得者」のうち主な所得が給与所得であるもの。乙欄適用者は従たる給与を受ける給与所得者。

(出典) 「総数」は国税庁 HP「長期時系列」(申告所得税標本調査結果 第3表 所得種類別表)；同「標本調査結果」(平成16年 申告所得税実態統計調査結果 第2表 所得種類別表)；「乙欄適用者」は国税庁『国税庁統計年報書』(各年)による。

唆している。

ただし、乙欄適用者は、80年代後半以降、増加が加速しているものの、その総数は平成16年末でも220万人であり、これによって、図4に示される、80年代後半における給与所得者数の大幅な増加を十分に説明することはできない。

(3) 勤務頻度の少ない給与所得者の存在

上記とは別に、国勢調査・労働力調査では、勤務頻度の少ない給与所得者が、就業者、雇用者とならない可能性が考えられる。

これは、国勢調査・労働力調査が、特定の1週間⁽¹¹⁾における就業状態を調査しており、調査期間内に仕事をしていなければ、就業者、雇用者とはならないためである。

これに対して、就業構造基本調査は、国勢調

(9) 国税庁「タックスアンサー No.1900：サラリーマンで確定申告が必要な人」

<<http://www.taxanswer.nta.go.jp/1900.htm>>

(10) 国税庁「タックスアンサー No.2520：2か所以上から給与をもらっている人の源泉徴収」

<<http://www.taxanswer.nta.go.jp/2520.htm>>

(11) 国勢調査は、9月24日から31日までの1週間、労働力調査は、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日まで）。

査・労働力調査とは異なり、「ふだんの仕事」を調査している⁽¹²⁾。しかし、同調査においても、例えば、自営業主や家族従業者が、臨時に他の仕事をして、副業とまではならず、また、無業者が、臨時に仕事をして、有業者とはならない。

他方、税務統計では、1年のうち1回でも給与の支払いを受ければ、給与所得者になる。

この違いを埋めるとすれば、国勢調査・労働力調査で、特定の1週間ではなく、直前1年間、あるいは直前1月間の就業状態を調査する必要がある。

国税庁「民間給与実態統計調査」で見ると、80年代後半に、勤続1年未満の給与所得者・給与額が急増している(図6、7)。

そこで、同調査による勤続1年未満者及び1年間勤続者の給与額と、源泉所得税の課税状況で見た官公庁の給与支払額(前出表2参照)を加えて、国民経済計算の賃金・俸給と比較してみると、図8のようになる。

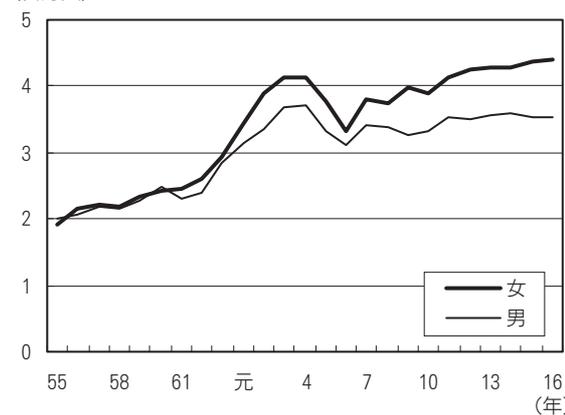
図8では、「民間+官公庁」の給与総額は、平成2年頃から国民経済計算の賃金・俸給を上回る幅が広がり、両者の乖離は、平成11年の22兆円を最大に、以後、縮小しているが、データの最新時点である平成16年においても17兆円に上っている。

図からは、80年代後半における両者の乖離の主因が、民間の勤続1年未満者の給与所得の増加であることが読み取れる。

同時に、図では、平成10年以降、国民経済計算の賃金・俸給と「民間1年間勤続者+官公庁」の給与の間でも、乖離が拡大している。この原因は、勤続1年未満者の給与所得の増加とはまた別に求める必要がある。

本稿では、これらの問題についてさらに検討するため、次章では、法人成り(個人事業の法人化)の影響について考察することとする。

図6 勤続1年未満の給与所得者



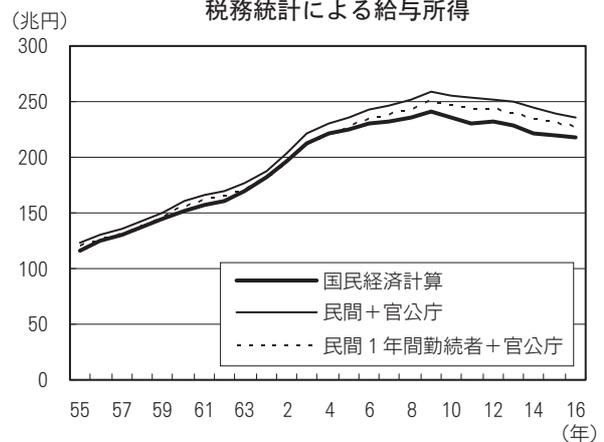
(出典) 国税庁 HP「長期時系列」(民間給与実態統計調査結果3-6); 同「標本調査結果」(平成16年 申告所得税実態統計調査結果 3-2)による。

図7 勤続1年未満者の給与所得



(出典) 図6に同じ。

図8 国民経済計算の賃金・俸給と税務統計による給与所得



(出典) 国民経済計算は図1に同じ。民間分は国税庁 HP「長期時系列」(民間給与実態統計調査結果 3-1); 同「標本調査結果」(平成16年 申告所得税実態統計調査結果 3-1, 3-2); 官公庁分は図4に同じ。

(12) 総務省統計局「平成14年就業構造基本調査-用語の解説」

<<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2002/2.htm>>

II 法人成り（個人事業の法人化）

80年代後半には、税制を含む制度変更が、個人事業の法人成りを促し、多くの個人事業主・家族従業者が、法人の使用人（役員・従業員）として給与所得者となり、事業所得に含まれていた労働報酬は、使用人に対する給与として支給されるようになったと考えられる。

1 80年代後半の法人成りの背景

(1) 個人・法人の事業形態による税制上の扱い

法人成りにはメリットとデメリットがあり、一概に、個人事業より法人の方が税制上有利であるわけではない。しかし、一般に、法人成りのメリットとして、① 個人所得は累進課税されるため、所得が高いほど、法人成りによって税負担を軽減することができる、② 法人成りすれば、経営者に支払う役員報酬を経費に算入した上で、役員報酬には給与所得控除が適用される、等が指摘されている⁽¹³⁾。

これに関連して、昭和48年に創設された「みなし法人課税制度」においても、事業主報酬の経費算入と、事業主報酬に対する給与所得控除の適用が認められていた。しかし、同制度は、不公平税制としての批判が高まり、平成4年末をもって廃止された。

個人と法人では、税法上の扱いが、当然、異なる。

個人であれば、自分や家族に支払う報酬は経費に算入できないが、みなし法人の事業主報酬のほか、一定の条件を満たす家族従業者の専従者給与は、経費に算入することが認められている。

事業主報酬や専従者給与は、いずれも、税法上の給与である。

すなわち、みなし法人の事業主と専従者は、就業上の地位は、それぞれ、自営業主と家族従業者であるが、税務統計では、ともに、給与所得者に含まれる。

このことから、個人がみなし法人課税を選択するか、法人成りすれば、事業主が給与所得者となることによって、税務統計における給与所得者は増えることになる。

家族従業者については、個人事業時代にすでに専従者になっていれば、そのときから給与所得者であるので、新たに給与所得者が増えることはない。しかし、個人事業で専従者給与が経費と認められるためには、例えば、他でパート勤務をしているもの、普段は学校に通っているもの、あるいは、事業主と生計を別にするもの等は専従者にはなれない⁽¹⁴⁾。一方、法人の役員・従業員には、そうした制約はない。

このため、個人事業が法人成りすれば、経営者以外にも、給与所得者が増える可能性がある。

特に、小規模な同族会社では、その役員・従業員に、ふだんは無職である経営者の配偶者や、ふだんは学生である経営者の子供等が加わっている可能性があり、これらのものは、勤務頻度が少ない場合、あるいは自らの就業上の地位を明確に意識していない場合には、国勢調査・労働力調査で「役員」や「雇用者」として把握されない可能性がある。

なお、既に述べたように、現行の国民経済計算では、専従者は有給家族従業者として雇用者数に含まれているが、みなし法人の事業主は雇用者数には含まれていない。税法上の給与であるみなし法人の事業主報酬（昭和58～平成4年）が、国民経済計算の賃金・俸給に含まれていないことも、税務統計の給与所得と国民経済計算の賃金・俸給が乖離する原因のひとつと考えら

(13) 例えば、「第2特集：16年度税制改正を踏まえて検討したい法人成り？個人事業？有利選択の判断基準」『税務弘報』Vol.52, No.7, 2004.6, pp.90-132；野口悠紀雄『超納税法』新潮社，2004，第5章－第10章 pp.129-271等。

(14) 国税庁「タックスアンサー No.2075：専従者給与と専従者控除」

<<http://www.taxanswer.nta.go.jp/2075.htm>>

れる。(国民経済計算では、事業主報酬は、賃金・俸給ではなく、個人企業の所得に含まれている。)

(2) 80年代後半の法人成りの背景

80年代後半に法人成りが活発化した背景として、一般に、

- i) 相続税負担を回避しつつ、後継者への事業継承が図れること、
- ii) 昭和62年9月の税制改正で、みなし法人課税における事業者報酬の損金算入が制限されたこと、
- iii) 平成元年度に消費税が導入されたが、新設法人は、設立2期目までは、原則として消費税の納税義務が免除されており、法人成りした場合も、個人当時の課税売上高は、当該法人の基準期間の課税売上高に含まれないこと⁽¹⁵⁾、
- iv) 法人税率が、順次、引き下げられていること、

等が指摘されている。

例えば、播久夫氏(当時、全国青色申告会総連合会相談役)は、平成元年における会社数激増の背景として、上記iii)の消費税についての取り扱いが、消費税法には明文化されておらず、取扱通達によったため、これを知った税理士が法人成りを積極的にすすめたこと、また、平成2年の商法改正で、1人会社の設立が可能となるとともに、最低資本金規制(有限会社300万円、株式会社1,000万円)の適用が既存会社に対して猶予されたため、改正法の施行前に、駆け込み的に会社設立が行われたことを指摘している⁽¹⁶⁾。

同氏はまた、みなし法人課税選択者は、昭和62年には30万人を超えていたが、上記ii)に挙げた、事業者報酬の損金算入を制限する措置がとられた後、激減したことを指摘し、その多くが法人成りしたことを示唆している⁽¹⁷⁾。

(3) 医療法人成り

法人成りの例として、個人開業医の医療法人成りが挙げられる。

医療法人制度⁽¹⁸⁾は、私人による病院経営の経済的困難を緩和するため、医療事業の経営主体に法人格の取得を認め、それによって資金集積を容易にできるよう、昭和25年に導入されたものである。

同制度では、診療所を開設する医療法人は、医師・歯科医師の常時3人以上の勤務が要件とされていたが、昭和60年の医療法改正(昭和61年10月施行)で要件が緩和され、常勤が1人または2人以上で良いこととされた。

常勤医師が1人しかいない「1人医師医療法人」の設立認可件数をみると、昭和61年以後、大幅に増加し、平成17年には3万3,057法人に達している(図9)。

(4) マクロ統計で見た法人成り

マクロ統計で、法人成りの影響を示すものとして、自営業主・家族従業者数と法人役員数をみると、自営業主・家族従業者数は、80年代末から90年代前半にかけて減少が加速しているが、法人役員数は着実に増加している⁽¹⁹⁾(図10)。

すなわち、個人企業の廃業は、必ずしも、経

(15) 国税庁「タックスアンサー No.6531：新規開業又は法人の新規設立のとき」

<<http://www.taxanser.nta.go.jp/6531.htm>>

(16) 播久夫『みなし法人課税廃止論と中小企業税制』中央経済社、1991、pp.29-30、34-36。

(17) 同上 p.71。

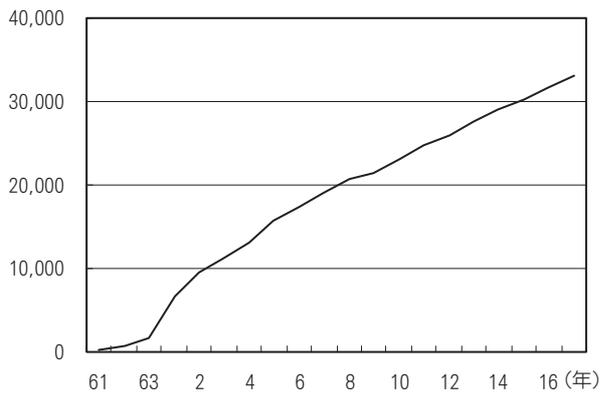
(18) 社団法人日本医療法人協会「日本医療法人協会について <医療法人制度のあらまし>」

<http://www.ajhc.or.jp/profile/hc_system.html>

(19) 図に示される法人企業統計年報の「役員」には、例えば、取締役営業部長のような、役員兼務従業員が含まれている。(財務省財務総合政策研究所「平成16年度 法人企業統計調査 年次別調査票(A) 記入要領」p.16。

<<http://www.mof.go.jp/ssc/nenpotebiki.pdf>>)

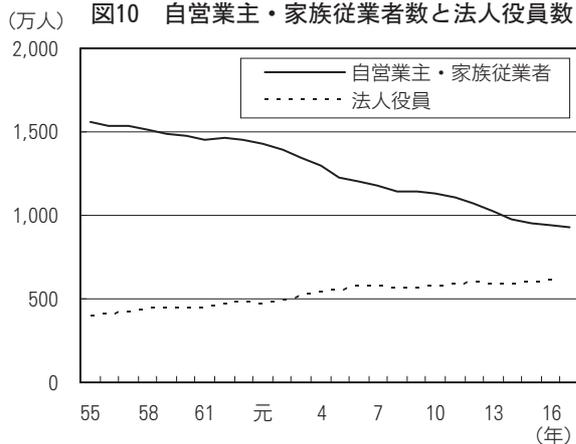
図9 1人医師医療法人数



(注) 1. 平成8年までは各年12月末現在、平成9年以降は各年3月末現在。
2. 昭和61年9月以前に設立された医療法人で、調査時点において、医師若しくは歯科医師が常時3人未満の診療所も含まれている。

(出典) 厚生労働省医政局「医業経営のホームページ」
<Ⅷ 統計データ> (種類別医療法人数の推移)
<<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyokei/houzinsuu.pdf>>による。

図10 自営業主・家族従業者数と法人役員数



(出典) 個人業主数、家族従業者数は総務省 HP「労働力調査長期時系列データ」(第4表)；法人役員数(年度)は財務省 HP「法人企業統計年次別調査 時系列データ検索」による。

営環境の悪化による事業継続の断念を意味するものばかりでなく、事業形態の法人化による積極的な事業転換が含まれていることに注意する必要がある。

なお、国税庁「民間給与実態統計調査」では、事業所の名義変更、分割合併、法人成り等によって、事業所等の名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続きが行われても、実質的に継続して雇用している場合には、勤続年数を通算する

こととされている⁽²⁰⁾。したがって、前出の図6、7で、勤続1年未満の給与所得者、給与が80年代後半に急増している背景としては、法人成りの直接的な影響だけではなく、法人形態による新規の起業の増加や、アルバイト等の不安定な就労と無業の状態を繰り返すフリーターの増加等があるものと考えられる。

2 法人成りと国民経済計算

個人企業の所得は、事業報酬と労働報酬の性格を併せ持っているため、現行の国民経済計算では、それを「混合所得」と名付け、雇用者報酬や法人の営業余剰と区別して扱っている。

個人事業が法人成りすると、国民経済計算では、個人企業の混合所得が雇用者報酬と法人の営業余剰に振り替わる。

国民経済計算では、その基礎資料である国勢調査・労働力調査で、それまで自営業主や家族従業者であったものが役員や雇用者と回答するようになり、また、当該企業が個人企業経済調査の調査対象から法人企業統計の調査対象に移ることによって、この所得の振替が推計に反映される。

しかし、前述したように、例えば、小規模な同族会社の親族使用人やフリーター等で、勤務頻度の少ないもの、あるいは自らの就業上の地位を必ずしも明確に意識していないものが、国勢調査・労働力調査において、「役員」や「雇用者」として把握されない場合には、その給与所得が国民経済計算に適切に反映されない可能性がある。

本節では、そうした可能性を、統計的把握がある程度可能な「企業役員」について、具体的に検証する。

(1) 役員数

国民経済計算では、雇用者報酬の内訳である役員給与を推計するため、就業者数・雇用者数

(20) 国税庁「民間給与実態統計調査のあらまし」(調査用資料) <<よくある質問事例>> [Q6]

とは別に、役員数が推計されている。

雇用者のなかに、複数の勤め先を持つものがあると同様に、役員の中にも複数法人の役員を兼務するもの等がある。

内閣府によれば、現行の国民経済計算では、役員数については、国勢調査と総務省「事業所・企業統計調査」とから推計した副業者比率を用いることで、副業分が考慮されている⁽²¹⁾。

各統計による役員数を見ると、国勢調査352万人、労働力調査418万人、就業構造基本調査390万人である(前出表3、4、5)。ここで、就業構造基本調査では、副業における就業上の地位の調査に「役員」の区分がなく、副業としての役員は把握されていない。

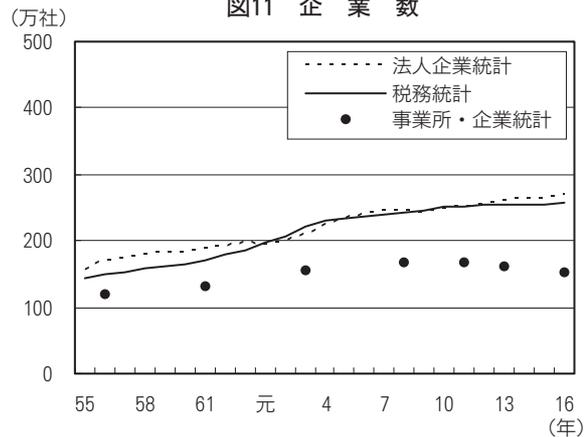
国民経済計算が役員数の推計に用いている事業所・企業統計調査では、複数法人の役員を兼務するもの等が、それぞれの事業所で役員として数えられている。

ところが、平成13年事業所・企業統計調査による民営事業所の有給役員数は、事業所に関する集計で413万人⁽²²⁾であり、国勢調査、労働力調査、就業構造基本調査の役員数とあまり変わらない。

この原因のひとつは、事業所・企業統計調査では、役員を「有給役員」に限っていること、また、同調査では、従業員を兼務する役員が「常用雇用者」に区分され、「有給役員」に含まれていないことが挙げられる⁽²³⁾。しかし、それだけではなく、事業所・企業統計調査のカバレッジが低いことに注意する必要がある。

平成16年事業所・企業統計調査による全国の企業数は153万社である。一方、法人企業統計年報の母集団数は270万社(平成16年度)、また、税務統計で見た法人数は257万社(同)である

図11 企業数



(注) 事業所・企業統計は調査年のみ示している。

(出典) 財務省 HP「法人企業統計年次別調査 時系列データ検索」; 国税庁 HP「長期時系列」(会社標本調査結果合計); 同「標本調査結果」(平成16年 会社標本調査結果 第12表 法人数の内訳); 総務省『事業所・企業統計調査』(各年)による。

(図11)。

すなわち、最近時点で、事業所・企業統計調査で調査されていない法人が、全国で100万社近く存在しており、各社に役員1人(経営者)を数えても、国民経済計算の役員給与の推計対象から外れている役員数は100万人近くに及ぶ。

事業所・企業統計調査と同様に、企業側で役員数を数えた統計として、法人企業統計年報の期中平均役員数を見ると、平成16年度で609万人と、事業所・企業統計調査による有給役員数を200万人近く上回っている(図12)。(ただし、前述したように、法人企業統計年報の「役員数」には、役員兼務従業員が含まれており⁽²⁴⁾、200万人のすべてを、事業所・企業統計調査で把握されていない役員数とみなすことはできない。)

一方、図12に示した税務統計(民間給与実態統計調査)で見た民間役員数(1年間勤続者)は、平成16年末で497万人と、事業所・企業統計調査による有給役員数と法人企業統計年報による役員数のほぼ中間にある。

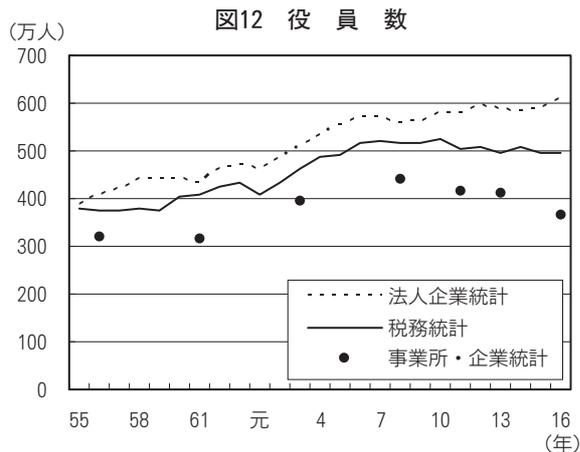
(21) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課による説明。

(22) 総務省「平成13年事業所・企業統計調査結果」全国(事業所)結果 第5表

<<http://www.stat.go.jp/data/jigyoyou/2001/nayose/zuhyou/a005.xls>>

(23) 総務省統計局「事業所・企業統計調査 用語の解説」<<http://www.stat.go.jp/data/jigyoyou/2004/yougo.htm>>

(24) 前掲注(19)。



(注) 事業所・企業統計は調査年のみ示している。税務統計の役員は1年間勤続者。

(出典) 財務省 HP「法人企業統計年次別調査 時系列データ検索」; 国税庁 HP「長期時系列」(民間給与実態統計調査結果 3-12); 同「標本調査結果」(平成16年 民間給与実態統計調査結果 第8表); 総務省『事業所・企業統計調査』(各年)による。

民間給与実態統計調査における「役員」の定義は、「法人の取締役、監査役、理事及び監事等」⁽²⁵⁾であり、役員兼務従業員の扱いは、必ずしも明確ではない。しかし、同調査による役員数(1年間勤続者)が、法人企業統計年報による役員数を大幅に下回っている理由のひとつとして、同調査の「役員」には、役員兼務従業員が含まれていない可能性が考えられる。(逆に、同調査の「役員」には、相談役や顧問等、法人企業統計年報の「役員数」に含まれない、会社法上の役員でない、法人税法上の役員⁽²⁶⁾(いわゆる「みなし役員」)が含まれている可能性がある。)

また、民間給与実態統計調査の公表結果から把握できる役員数は、1年間勤続者に限られているが、法人企業統計年報の「期中平均役員数」には、勤続1年未満の役員も勤務月数に応じて含まれていると考えられる。(ただし、法人企業

統計では、資本金1億円未満の法人は、調査年度の前年の10月末時点で把握して、標本抽出を行っており⁽²⁷⁾、それ以降に新設された小規模法人は調査対象に含まれていない。そのため、民間給与実態統計調査で勤続1年未満に区分される、当年中に新設された法人の役員は、小規模法人に関しては、法人企業統計年報においても「役員」には含まれていないと考えられる。)

事業所・企業統計調査は、「事業所及び企業についての国の最も基本的な統計調査」⁽²⁸⁾である。同調査のカバレッジが、最近になるほど低下して、企業数で見ても6割強にすぎないことは、国民経済計算の所得推計にとどまらず、事業所・企業統計調査に基づいて実施される各種の標本調査に、深刻な問題を提起している。

事業所・企業統計調査と税務統計の乖離が、企業数(図11)と役員数(図12)でほぼ同じであることは、事業所・企業統計調査で調査されていない法人のほとんどは、役員が1人だけの、事実上の個人企業であることを意味している。

こうした法人の事務所は、いわゆる SOHO (Small Office Home Office) に見られるように、外観からは把握が困難な場合も多く、調査員が訪問することでその存在を確認するという、従来の調査方法では、明らかに把握に限界がある。

法人の設立に際しては、法務局で登記がなされ、税務署に届出がなされる。こうした行政記録を、統計の作成に利用して、政府統計の質を高める必要があると考えられる⁽²⁹⁾。

(2) 役員給与(役員報酬)

国民経済計算の推計マニュアルでは、役員給

⁽²⁵⁾ 国税庁『平成16年分 税務統計から見た民間給与の実態—国税庁民間給与実態統計調査結果報告』2005.9, p.3.

⁽²⁶⁾ 法人税法施行令(昭和40年3月31日政令第97号)第7条(役員等の範囲) <<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40SE097.html>>; 法人税法基本通達第2節第1款(役員等の範囲) <http://www.nta.go.jp/category/tutatu/kihon/houjin/09/09_02_01.htm>; 国税庁「タックスアンサー No.5200: 役員等の範囲」 <<http://www.taxanswer.nta.go.jp/5200.htm>>

⁽²⁷⁾ 「資料 法人企業統計調査の変遷と概要」『フィナンシャル・レビュー』62号, 2002.6, pp.147-161.

<http://www.mof.go.jp/f-review/r62/r_62_147_161.pdf>

⁽²⁸⁾ 総務省統計局 HP「事業所・企業統計調査って何?」 <<http://www.stat.go.jp/data/jigyoyou/gaiyou/1.htm>>

与は、『国勢調査』・『労働力調査』による役員数に、『毎月勤労統計調査』による常用雇用者一人当たり現金給与額と『法人企業統計』から求めた役員と従業員との給与格差を乗じることにより推計する⁽³⁰⁾とされている。ここで、役員数には、「事業所・企業統計調査」に基づき、副業分が考慮されている。

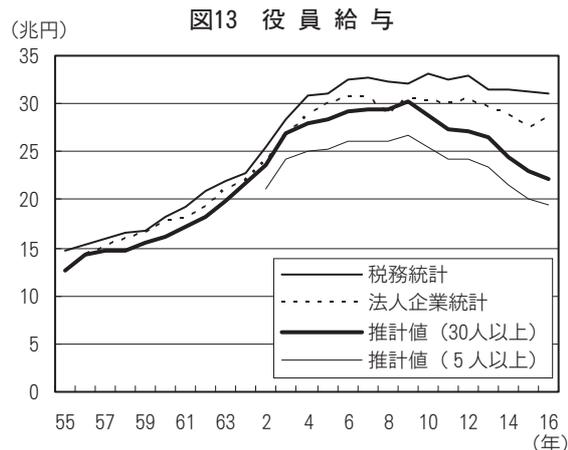
しかし、上述したように、事業所・企業統計調査の役員数は、大幅に過小であり、したがって、国民経済計算における役員給与の推計も大幅に過小である可能性がある。

いま、事業所・企業統計調査の有給役員数(事業所に関する集計)を用い(中間年は線形補間)、国民経済計算の推計方法に倣って、これに、毎月勤労統計調査(常用労働者30人以上の事業所)による常用雇用者1人当たり現金給与総額と法人企業統計年報から求めた役員と従業員との給与格差を乗じることにより、役員給与を推計してみる。

推計結果を税務統計による民間役員(1年間勤続者)の給料・手当と比較すると、推計値は一貫して税務統計による民間役員の給料・手当を下回っており、両者の乖離は、特に、平成10年以降、拡大して、平成16年には7兆円に及んでいる(図13)。

また、毎月勤労統計調査(常用労働者5人以上の事業所)を用いた推計値は、さらに小さく、推計値と税務統計による民間役員の給料・手当との乖離は、平成16年に10兆円に及んでいる。

図13における推計値と民間役員の給料・手当の乖離は、本稿の「乖離の原因」で指摘した、平成10年以降における、国民経済計算の賃金・俸給と「民間1年間勤続者+官公庁」の給与支



(注) 税務統計の役員は1年間勤続者。

(出典) 税務統計による役員給与は国税庁 HP「長期時系列」(民間給与実態統計調査結果 3-12); 同「標本調査結果」(平成16年 民間給与実態統計調査結果 第8表); 法人企業統計による役員給与(年度)は財務省 HP「法人企業統計年次別調査 時系列データ検索」; 「推計値(30人以上)」、「推計値(5人以上)」は筆者による。

給額の乖離の拡大(前出図8参照)の大きな原因であると考えられる。(なお、役員給与としては、1年間勤続役員の給与のほか、勤続1年未満役員の給与、さらに、後述するように、利益処分によらない、経費処理の役員賞与があり、過小評価の規模は上記の範囲にとどまらない可能性がある。)

ここで、推計値が民間役員の給料・手当を下回る主な原因は、事業所・企業統計調査による役員数が過小であることであるが、このほか、推計に使われている毎月勤労統計の現金給与総額に含まれる特別給与(賞与)が、バブル崩壊後の景気低迷で大きく減少していることが指摘できる。

なお、図13で、法人企業統計年報による役員給与が、税務統計による役員給与を下回っているが、これは、法人企業統計年報の役員が会社法上の役員に限られているのに対して、税務統計の役員には、前述した、「みなし役員」が含

(29) 「政府統計の構造改革に向けて」内閣府経済社会統計整備推進委員会(平成17年6月10日), p.11. 及び「統計制度改革検討委員会報告」内閣府統計制度改革検討委員会(平成18年6月5日), pp.32-39. また、安田武彦「開業率把握の現状と課題」(独立行政法人経済産業研究所 HP「コラム」No.0140, 2004.8.3. <http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0140.html>)は、事業所・企業統計調査による新規開業企業の把握には限界があるとして、税務統計による開業率の把握を提唱している。

(30) 前掲注(6), p.102.

まれているためと考えられる。

(3) 役員賞与

利益処分である役員賞与は、経費に算入される役員給与とは区別して扱われている。現行の国民経済計算では、利益処分による役員賞与は、配当と同様に、財産所得として扱われており⁽³¹⁾、具体的には、法人企業統計年報による役員賞与の全額が、家計の財産所得に算入されている⁽³²⁾。

役員賞与を財産所得として扱う理由は、役員が多くが、所有と経営が一体化した同族会社に属しており、役員賞与が出資に対する配当としての意味をもつことにあると考えられる。

ここで、法人企業統計年報で「役員賞与」として計上され、国民経済計算で家計の財産所得に算入されるのは、役員賞与のうち、利益処分による賞与に限られていることに注意する必要がある⁽³³⁾。利益処分によらない、経費処理の役員賞与は、法人企業統計年報及び国民経済計算では、「役員給与」に含まれている。経費処理の役員賞与の総額は、前出図3における「民間役員（1年間勤続）」の賞与と、「役員賞与（益金処理）」の差を見て、ほぼ1兆円である。

したがって、図13において、民間役員の給料・手当と推計値の乖離が、平成16年に7～10兆円に及んでいるが、民間役員の給料・手当に経費処理の役員賞与を加えた、法人企業統計年報・国民経済計算ベースの役員給与と推計値の乖離は、8～11兆円に及ぶことになる。

(4) 役員報酬と役員賞与の一体化

平成18年5月1日に施行された会社法では、

職務執行の対価として役員報酬と役員賞与が一体化され、企業会計基準においても、既に、役員賞与の費用計上が義務付けられている⁽³⁴⁾。

これに関して、早稲田大学大学院の野口悠紀雄教授は、役員賞与と役員報酬の一体化が利益操作を可能にする結果、法人税収及び税収全体が減少する可能性を指摘するとともに、会社法による最低資本金制度の廃止と役員賞与と役員報酬の一体化が、株式会社制度と税制の根幹にかかわる問題を引き起こすと警告している⁽³⁵⁾。

また、税務大学校研究部の山口孝浩教授は、従来、税法と商法（会社法施行後は会社法）・企業会計で、統一がとれていた役員賞与の取扱いに乖離が生じ、税法において役員賞与や過大な役員報酬の損金不算入の理由としていた役員賞与が利益処分であるとする考えに歪みが生じていることを指摘し、一定の業績連動型報酬は別として、役員賞与の損金算入を無制限に認めるべきではないと主張している⁽³⁶⁾。

現行の国民経済計算では、役員賞与を家計の財産所得として扱っているため、企業会計で役員賞与が役員給与と同様に費用計上されても、財産所得が雇用者報酬に振り替わるだけで、基本的には、家計所得の総額は変化しない。

しかし、雇用者報酬が増えることによって、国民経済計算に基づく労働分配率が高まること等に注意する必要がある。

3 税制が事業形態の選択に及ぼす影響

税制が個人・法人の事業形態の選択に及ぼす影響についての定量分析によれば、経営者を含む役員・従業員の給与に給与所得控除が適用さ

(31) 同上 pp.102, 108.

(32) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課による説明。

(33) 前掲注(19), p.16.

(34) 企業会計基準委員会「企業会計基準第4号：役員賞与に関する会計基準」（平成17年11月29日）

<http://www.asb.or.jp/j_technical_topics_reports/yakuin/yakuin.pdf>

(35) 野口悠紀雄「役員報酬の扱いで利益操作が拡大」『週刊ダイヤモンド』Vol.93, No.50, 2005.12.24, pp.156-157.

(36) 山口孝浩「役員賞与・役員報酬を巡る問題－改正商法等の取扱いを問題提起として－」『税務大学校論叢』No.48, 2006.6, pp.170-270. <<http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/48/yamaguthi/ronsou.pdf>>

れることが、事業形態として、個人より法人を選択することを税制上有利にしていることが示唆されている。

(1) 田近・八塩論文

一橋大学大学院の田近栄治教授と財務省財務総合政策研究所の八塩裕之研究官⁽³⁷⁾は、わが国の税制が個人・法人の事業形態の選択に及ぼす影響を分析し、(みなし法人を含む)法人形態の事業主の給与に給与所得控除が適用されることが、個人に比べ法人の事業形態を選択することを税制上有利にしており、特に昭和49年の給与所得控除の引き上げが、事業の法人化による節税を引き起こしたことを指摘している。

両氏はまた、昭和62年の制度改正によって、みなし法人のメリットがなくなり、その多くが法人化したことを指摘している(本稿Ⅱ1「80年代後半の法人成りの背景」参照)。

(2) 八塩論文

両氏による論文は、事業形態の選択における、事業主の給与に対する給与所得控除の効果に焦点を当てたものであるが、執筆者の1人である八塩裕之氏は、別の論文⁽³⁸⁾で、個人業者が家族従業員に対する事業専従者給与を利用して所得の分散を図り、節税を行っていることを指摘し、同様の節税が、個人形態の自営業者だけでなく家族経営の中小法人においても家族をその社員とすることで可能であって、こうした節税が、法人・個人を問わず自営業者全般で広く行われている可能性があることを指摘している。

4 経済分析への含意

本節では、本稿におけるこれまでの検討が、経済分析上、重要な含意を有すると考えられる

いくつかの点を例示する。

本稿における指摘を具体的にどのように活かすは、国民経済計算の担当部局を含む、各分野の専門家による検討に期待することとしたい。

(1) 労働分配率

国民経済計算を用いた最も一般的な労働分配率の定義は、「労働分配率＝雇用者報酬／国民所得(要素費用表示)」である。

国民所得(要素費用表示)は、平成16年に358兆円であり、したがって、本稿が示唆する賃金・報酬の過小評価を10兆円として、現行の国民経済計算に基づく労働分配率は3ポイント程度過小である可能性がある。

なお、国民経済計算を用いた労働分配率の定義では、分母である国民所得の一部を構成する個人企業の所得に、自営業主・無給家族従業員の労働報酬が含まれている。このため、法人成りによって、従前は個人企業の所得に含まれていた自営業主・無給家族従業員の労働報酬が、労働分配率の分子である雇用者報酬に計上されるようになると、労働分配率が高まることになる。また、同族会社において、親族使用人に給与を支払い、赤字を計上する等の節税対策が図られる場合も、そうでない場合に比べて、労働分配率が高まる要因となることに注意する必要がある。

(2) 家計貯蓄率

家計の可処分所得は、平成16年に287兆円であり、本稿が示唆する賃金・俸給の過小評価を10兆円として、現行の国民経済計算による家計貯蓄率は3ポイント程度過小である可能性がある。

内閣府は、平成17年度『年次経済財政報告』

(37) 「税制と事業形態選択」日本財政学会編『グローバル化と現代財政の課題』(財政研究 第1巻)有斐閣, 2005, pp.177-194.

(38) 八塩裕之「個人事業者の節税行動に関する実証分析」第62回日本財政学界報告論文, 2005.10, pp.1-21.

<<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~zaisei62/resume-pdf/yashio-h-FP.pdf>>

において、高齢化による従属人口比率の上昇によって、家計貯蓄率が平成15年（2003年）の8%程度から平成22年（2010年）頃にはおおむね3%程度にまで低下することを予測した⁽³⁹⁾。内閣府は、その後、国民経済計算（平成16年度確報）において、平成15年の家計貯蓄率を7.5%から4.0%に下方改訂するとともに、平成16年の家計貯蓄率が3.1%になったと発表した。これが事実であれば、高齢化によって、平成22年にかけて生じると予測されていた家計貯蓄率の低下が、既に足元で生じていることになる。

しかし、本稿の検討によれば、国民経済計算の家計貯蓄率は、近年における低下傾向が、統計上の理由で、誇張されている可能性があることに注意する必要がある。

(3) 給与所得の捕捉率

国民経済計算による賃金・俸給は、平成16年に219兆円（前出表1）であり、本稿が示唆する賃金・俸給の過小評価を10兆円として、国民経済計算の賃金・俸給を「真の所得」として用いた場合の給与所得の捕捉率は、5ポイント程度過大であることになる。

なお、給与所得の捕捉率の推計、あるいは、推計結果の解釈においては、税務統計による給与所得には、国民経済計算においては賃金・俸給とされない企業交際費（国民経済計算では中間消費）、利益処分による役員賞与（国民経済計算では配当と同じ財産所得）等が含まれていることに注意する必要がある。

おわりに

本稿は、一般に、税務当局による捕捉率が100

%に近いと考えられる給与所得に関して、国民経済計算と税務統計による給与所得がなぜ、しかも国民経済計算による給与所得（賃金・俸給）が税務統計による給与所得を下回って乖離するのかという素朴な疑問から出発し、その背景に、国民経済計算の推計の基礎資料として用いられる国勢調査・労働力調査、あるいは就業構造基本調査では、勤務頻度が低い場合、あるいは、回答者が自らの就業上の地位を明確に意識していない場合には、「就業者」、「雇用者」としては把握されない可能性があること、また、事業所・企業統計調査では、小規模な法人が把握されていない可能性があること、そして、それらの結果として、国民経済計算における賃金・俸給の推計が、役員給与を中心に、過小評価に陥っている可能性があることを指摘した。

本稿でも明らかにされたように、小規模法人の実態は、現状においては、必ずしも十分に把握されていない。政府は、現在、その創設に向けて準備を進めている「経済センサス」において、行政記録の活用を図るなど、小規模法人を含む経済社会の実態を正確に把握するよう努めるとともに、国民経済計算においても、より積極的に税務統計を利用するなど、推計方法の改善を図る必要があると考えられる。

なお、本稿では、検討の対象としていないが、事業所得についても、国民経済計算と税務統計の間には大幅な乖離が存在する。この乖離は、一般に、個人事業は、1事業者あたりの所得が相対的に低く、税務統計には課税最低限以下の所得が含まれないことに加え、申告納税による所得捕捉率が、源泉課税による捕捉率より低いことによるものと考えられている。その真偽については、稿を改めて論じることとしたい。

（あらい はるひと 経済産業調査室）

⁽³⁹⁾ 内閣府『平成17年度年次経済財政報告』2005.7, p.237 第3-2-18図

<<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je05/05-3-2-18z.html>>